

第 5 号

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第74号）
の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう
連携に努めなければならない。

第10条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第10条の2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行わ
れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲
を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の
必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第10条の3 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を
継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続
計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなら
ない。

- 2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び
訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 保護施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変
更を行うものとする。

第23条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう
努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を
検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる
ものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を
図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新基準条例」という。）第10条の3の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新基準条例第23条第2項（新基準条例第31条、第37条（第44条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。